

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和元年度
計画主体	洲本市

洲本市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業振興部農政課
所在地 洲本市本町三丁目4番10号
電話番号 0799-24-7638
FAX番号 0799-25-3590
メールアドレス nousei@city.sumoto.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シカ、イノシシ、ニホンザル
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	洲本市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成30年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
シカ	水稻	0.18ha 220千円
	飼料作物	0.71ha 313千円
	野菜	0.45ha 1,905千円
	計	1.34ha 2,438千円
イノシシ	水稻	3.22ha 3,950千円
	飼料作物	3.86ha 1,706千円
	野菜	0.75ha 4,655千円
	イモ類	0.07ha 154千円
	計	7.9ha 10,465千円
ニホンザル	顕著な被害は確認していないが、目撃情報や被害報告があり、今後、被害が拡大する可能性がある。	
	計	0.0a 0千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

シカについては、柏原山系の山々が連なる市南部で被害が発生しており、金網柵等による防除で一定の効果が見られたが、未整備集落や従来被害が発生していなかった集落において被害が発生しており、依然として高い水準にある。

個体数は、減少傾向にあると思われるが、生息域の拡大により市北部や西

部でも目撃情報が増加しており、新たな被害が発生する恐れがある。

イノシシについては、市内全域で被害が発生しており、シカと同様、金網柵等による防除の効果もみられるが、依然として高い水準にある。

また、有害捕獲で年間1,000頭近く捕獲しているにもかかわらず、個体数減少の傾向は見られない。加えて、集落の生活圏にも出没しており、精神的不安も拡大している。

さらに、イノシシは農作物被害のみならず、ミミズなどのエサを探すための掘り返しにより、法面や水路、圃場にも大きな被害を及ぼしている。

ニホンザルについては、本市では餌付け個体群が約400頭生息しているが、群れによる被害はほとんど報告されていない。

しかし、一年を通じて数頭のハナレザルが目撃されており、市街地にも出没している。中には、人に対して威嚇行動をとり、青果販売店の商品を盗むなど悪質な個体も確認されており、住民の精神的不安も拡大している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
シカ	1.34ha 2,438千円	1.0ha 1,829千円
イノシシ	7.9ha 10,465千円	5.93ha 7,849千円
ニホンザル	—	—

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>銃器を用いたグループ猟・わな猟によるシカの捕獲、及びわな猟によるイノシシの捕獲を、一年を通じて実施しており、IC Tを用いた囲い罠等の導入も行っている。</p> <p>また、新規狩猟免許取得に関する助成や狩猟者への猟具の購入助成を行い、捕獲圧を高めている。</p>	<p>シカ・イノシシ合わせて年間約1,700頭近く捕獲しており、シカについては頭数減少の傾向が見られるが、イノシシに関しては、頭数減少の傾向が見られない。</p> <p>また、イノシシについては学習能力が高く、箱わなを使った捕獲が困難になってきている地域もある。</p> <p>さらに、銃猟免許所持者の高齢化による減少が懸念される。</p>

防護柵の設置等に関する取組	国庫及び県補助事業を活用した集落単位の防護柵の整備を進めるとともに、市単独事業による集落ぐるみの獣害対策事業で、設置した防護柵の補修及び、電気柵等の設置の助成を行っている。	防護柵を設置した集落では一定の効果を上げているが、未設置集落への被害が増加している。 設置後の維持管理について、集落ぐるみでの管理体制の構築が課題である。 また、国庫補助事業の要件に該当しない地域への防護柵の設置が課題である。
---------------	--	---

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

今後も、集落ぐるみによる獣害対策として地域住民が主体となった捕獲と防除の総合的な被害防止体制の構築について、鳥獣の習性や防除技術等の知識の普及啓発、財政的な支援等を行い、対象鳥獣の生息数の増加防止と農作物被害の軽減を図っていく。

捕獲については、有害鳥獣捕獲従事者の減少対策として、狩猟免許試験の費用助成及び、新規狩猟者へ箱わなの貸与を行うことで、狩猟者の増加を図り、シカ・イノシシの捕獲を推進するため、猟具の購入、補修等の助成を行っていく。

また、ニホンザルにおいても、必要に応じて捕獲を行っていき、生息状況の把握に努める。

被害防止については、要望のある集落に対して緩衝帯の設置の検討、防護柵設置の支援、及び集落ぐるみの獣害対策の推進、セミナー等の開催により正しい知識の獲得を図る。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

洲本市鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会員を中心に、対象鳥獣の捕獲を実施する。

また、狩猟者と集落の連携（餌付け等の役割分担）を推奨し、捕獲の効率を高め、狩猟者の労力削減を図る。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 2年度	シカ・イ ノシシ・ ニホンザ ル	捕獲機材（箱わな等）の整備及び導入支援 狩猟免許（第1種銃猟・わな猟）の取得促進 セミナー開催による捕獲技術の向上
3年度	シカ・イ ノシシ・ ニホンザ ル	捕獲機材（箱わな等）の整備及び導入支援 狩猟免許（第1種銃猟・わな猟）の取得促進 セミナー開催による捕獲技術の向上
4年度	シカ・イ ノシシ・ ニホンザ ル	捕獲機材（箱わな等）の整備及び導入支援 狩猟免許（第1種銃猟・わな猟）の取得促進 セミナー開催による捕獲技術の向上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>近年の捕獲実績及び生息状況などの各種データを活用して、捕獲計画数を設定する。</p> <p>シカについては、存続可能最小個体数を確保しつつ、直近の捕獲実績に応じた捕獲目標を設定する。</p> <p>イノシシについては、継続的に捕獲圧を加え、生息密度の低減を図るために直近の捕獲実績に基づき、達成可能な捕獲目標を設定する。</p> <p>ニホンザルについては、計画的な捕獲は行わず、有害個体が発生した場合、個別に捕獲を実施する。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
シカ	500頭	500頭	500頭
イノシシ	1,200頭	1,200頭	1,200頭
ニホンザル	—	—	—

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>被害農家又は農会長等からの捕獲要望書の提出により、銃器及び箱わな等を活用した捕獲を実施する。</p> <p>捕獲時期については、基本的に狩猟期間を除く期間とし、捕獲予定場所は、要望のあった箇所（市内全域）とする。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
—

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度

シカ	金網柵 1,000m	金網柵 1,000m	金網柵 1,000m
イノシシ	金網柵 1,000m ワイヤーメッシュ柵 2,000m	金網柵 1,000m ワイヤーメッシュ柵 2,000m	金網柵 1,000m ワイヤーメッシュ柵 2,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	シカ イノシシ ニホンザル	・被害防止対策知識の普及（セミナー） ・集落ぐるみの鳥獣害対策支援 防護柵の維持管理の費用助成、電気柵支援
3年度	シカ イノシシ ニホンザル	・被害防止対策知識の普及（セミナー） ・集落ぐるみの鳥獣害対策支援 防護柵の維持管理の費用助成、電気柵支援
4年度	シカ イノシシ ニホンザル	・被害防止対策知識の普及（セミナー） ・集落ぐるみの鳥獣害対策支援 防護柵の維持管理の費用助成、電気柵支援

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
洲本市産業振興部農政課 (鳥獣被害対策実施隊)	関係機関・有害鳥獣捕獲班との連絡調整 情報の収集・提供、広報
兵庫県淡路県民局 洲本農林水産振興事務所	関係機関との連絡調整、情報収集・提供
兵庫県警察洲本警察署	住民通報・現場対応、関係機関との連絡調整

一般社団法人兵庫県猟友会 洲本支部・中淡支部五色地区	捕獲活動の実施
-------------------------------	---------

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

洲本警察署→(洲本農林水産振興事務所→) 洲本市→有害鳥獣捕獲班

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	洲本市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
洲本市産業振興部農政課	協議会事務局、関係機関との連絡調整、鳥獣捕獲許可証の交付、捕獲活動の指導、被害情報の収集・整理、捕獲・防除技術の普及啓発、狩猟者の後継者育成
洲本市農業委員会	被害情報の収集、防除技術の普及啓発
兵庫県淡路県民局 洲本農林水産振興事務所	鳥獣保護管理法の指導、保護管理計画の推進、県研究機関との技術支援の調整、捕獲・防除技術の普及啓発 野生動物共生林整備等の森林整備の検討・指導、生息地(森林)管理手法の検討・支援
兵庫県農業共済組合 洲本淡路事務所	被害情報の収集、防除技術の普及啓発
淡路日の出農業協同組合	被害情報の収集、防除技術の普及啓発
一般社団法人兵庫県猟友会 洲本支部・中淡支部五色地区	捕獲活動の実施、捕獲技術の普及啓発

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
兵庫県森林動物研究センター	野生動物に関する調査研究、捕獲・防除技術の普及啓発
兵庫県警察洲本警察署	鳥獣保護法、銃刀法の指導、狩猟の安全講習

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

規模（構成）：市職員5名
活動内容：広報・啓発活動の実施、捕獲補助等

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

国庫・県補助事業等を活用した被害防止施策を実施し、また、市単独事業として集落ぐるみで被害対策に取り組めるよう活動経費の助成やセミナー等を開催し、有害鳥獣の生態や被害防止に関する情報を提供する。
--

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣の処理については、捕獲場所周辺での埋設処理を基本とする。埋設処理が困難な場合は、市と契約している処分施設への搬入を促す。
そのほか、捕獲鳥獣の利活用の取組として、自家消費に加え、食品衛生法上の営業許可を有する処理施設と連携し、利活用される個体の増加を図るとともに、安全性の向上に関する取組を進める。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護及び管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食用としての利活用及びペットフードについて、既設の加工処理施設、飲食店又は狩猟者団体等と連携しながら、淡路島産のジビエの普及啓発活動等を行う。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

兵庫県並びに隣接する淡路市及び南あわじ市と連携した広域的かつ効果的な被害防止施策の実施について検討を行う。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。